# 信用保証料補助金交付要領

# 1 目的

この要領は、市内の中小企業者等が旭川市中小企業振興資金を借り入れる際、その借入負担を軽減するために、当該中小企業者等が北海道信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)に支払う信用保証料を市が予算の範囲内で補助することについて定める。

## 2 補助対象及び補助額

(1) 補助対象

- ア 次に掲げる資金を借り入れた旭川市内の中小企業者等(以下「借入者」という。)であること。
- イ 市税(「市町村税又は特別区税」をいう。以下同じ。)を滞納していないこと。

(2) 補助額

補助額は、借入者が融資を受けた年度に信用保証協会へ支払った信用保証料に、資金ごとに定める補助率を乗じた額(円未満切り 捨て)以内とする。ただし、同一資金の借入れが年度内に2回以上ある場合は、年度内1回の資金借入れに係る信用保証料に限るも のとする。なお、補助率、制限等は融資実行時のものとする。

資金の種類	補助率	制限等
<ul> <li>(1)一般事業資金</li> <li>〔長期融資〕</li> <li>〔短期融資〕</li> </ul>	20%	補助金額の上限を15万円とする。
〔小口零細企業特別融資〕	$1\ 0\ 0\ \%$	
<ul><li>(2)緊急対策資金</li><li>〔倒産関連融資〕</li></ul>	100%	_
〔災害・景気対策融資〕	$1 \ 0 \ 0 \ \%$	個別要領「4資金使途及び適用要件」に掲げるうち「②景気関連」。令 和6・7年度融資に係るものは、補助金額の上限を100万円とする。
<ul><li>(3)経営革新・販路拡大等支援資金</li><li>〔経営革新・販路拡大等支援融資〕</li></ul>	50%	補助金額の上限を50万円とする。
〔経営力強化サポート融資〕	50%	補助金額の上限を50万円とする。令和6年度実行分に限る。 同融資間による借換えの場合は対象外とする。
(4) バリューアップサポート資金	25%	補助金額の上限を50万円とする。
(5)新規創業支援資金	50%	補助金額の上限を100万円とする。
(6)中心市街地新規出店支援資金	2/3	新規創業案件 ※既存企業の分社化を含む。 補助金額の上限を100万円とする。
	50%	既存企業案件 補助金額の上限を100万円とする。

## 3 申請

補助金の交付を受けようとする借入者は、融資を受けた翌月から起算して、6か月以内に信用保証料補助金交付申請書兼請求書(共 通様式第7号)に、次の資料を添えて市に申請するものとする。

なお、その期間内に申請を行わないときは、借入者は信用保証料補助金の交付を受けることはできない。

- ア 信用保証決定のお知らせ又は信用保証書の写し
- イ 取扱金融機関による、申請書の信用保証料の支払い状況証明 (又は信用保証料を支払ったことが確認できるもの(融資計算書等の写し))
- ウ 旭川市長が発行する納税証明書(「市税の滞納がないことの証明」で、発行後1か月以内のものの写し) (個人又は法人ではない団体の代表者で、旭川市外に居住地(住民登録)がある場合は、当該個人又は当該代表者の居住地の市 町村が発行する、納付義務のあるすべての税目について滞納のないことを示す証明書)

#### 4 補助金の交付等

市は、補助金の交付を受けようとする借入者から信用保証料補助金交付申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときはその額を確定の上、当該申請者に交付の決定を通知し、補助金を交付するものとする。

#### 5 補助金の交付決定の取消し等

- (1)市は、補助金の交付決定又は交付を受けた借入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、又は 交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
  - ア 借入者が繰上償還などにより、信用保証協会から信用保証料の返還を受けたとき
  - イ 借入者が偽りその他不正の手続により補助金の交付決定を受けたとき
  - ウ 前各号のほか、補助金を交付することが不適当と認める事実があったとき
- (2)市は前項の規定により取消し又は返還を命ずるときは、当該補助金の交付決定又は交付を受けた借入者に対しその理由を示さな ければならない。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。